

会 議 録

会議の名称		第4回つくば市バリアフリーマスタープラン策定協議会		
開催日時		令和5年(2023年)10月12日(木) 開会10:00 閉会 12:00		
開催場所		つくば市役所2階 職員研修室1・2		
事務局(担当課)		政策イノベーション部企画経営課		
出席者	委員	岡本委員(会長)、梅本委員(副会長)、大貫委員、白鳥委員、鈴木委員、大原委員、國下委員、前田委員、荷見委員(代理出席 竹廣氏)、大森委員(代理出席 中川氏)、後藤委員、生井委員、塚本委員、藤井委員、岡田委員、木村委員、藤光委員、根本委員、大里委員、富田委員		
	事務局	稲葉政策イノベーション部次長、横田企画経営課長、中村企画経営課長補佐、原係長、石川主任、笠倉主事		
公開・非公開の別		<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	3人
議題		(1) 第3回協議会を踏まえた対応について (2) バリアフリー化に向けた関連施策について (3) 移動等円滑化促進地区について (4) 心のバリアフリーについて (5) 届出制度について		
会議録署名人			確定年月日	年 月 日
会 議 次 第	1 開会 2 議事 3 その他 4 閉会			

<審議内容>

1 開会

○司会 ただいまから、第4回つくば市バリアフリーマスタープラン策定協議会を開会いたします。

司会進行は、政策イノベーション部企画経営課課長補佐の中村が務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議事に入ります前に、第4回つくば市バリアフリーマスタープラン策定協議会で使用する資料の確認をさせていただきます。

事前に事務局から送らせていただきました資料は、今回の議事資料及び基礎資料・参考資料と記載されている資料の2種類となっております。また、委員から配布依頼がありました資料を3点ほど机の上に配付させていただいております。具体的には、3つ折りになっている障害平等研修とタイトルが入っている資料（別紙1）、カラー刷りになっている国土交通省の資料（別紙2）、資料の上部に第4回バリアフリーマスタープラン協議会と記載されている資料の3点です。以上5点が第4回つくば市バリアフリーマスタープラン策定協議会の主要な資料となりますので、ご確認をお願いいたします。

それでは、お手元の基礎資料・参考資料につきまして、事務局からご説明をいたします。まず、基礎資料1は委員の名簿となっております。本日は、新階副会長、斉藤委員、沼尻委員がご欠席、荷見委員、大森委員につきましては、それぞれ竹廣様、中川様が代理出席となっております。また、委員の1人である政策イノベーション部長の藤光ですが、ご覧の通り本日はオンラインでの出席となりますので、ご承知おきください。

続きまして、参考資料についての説明をさせていただきます。2ページ目の参考資料1は、第4回協議会における協議事項となっております。見開き右側の3

ページ目の参考資料2は全体のスケジュールになっております。参考資料1は、計画の全体構成案を元に、第4回策定協議会で取扱う協議事項を示したのになっております。

ここで、3ページ目のスケジュールをご覧ください。令和4年10月に立ち上げました本協議会ですが、ご覧のようにこれまで3回開催されております。令和4年度に開催された第1回策定協議会、第2回策定協議会では、基礎調査になるアンケート調査やまち歩き点検等について協議しまして、前回の第3回策定協議会では、まち歩き点検の結果や基本方針等について協議いたしました。2ページの全体構成案ですと、水色に塗られている箇所が、第3回策定協議会で協議した内容になります。今回の第4回策定協議会では、黄色の箇所の生活関連施設、移動等円滑化促進地区、心のバリアフリー、届出制度をご協議いただきます。第4回策定協議会を踏まえて、令和5年11月に予定の第5回策定協議会において「7 推進体制」をご協議いただき、概ねの協議が実施されたこととなります。本計画策定における現在地は以上のとおりで、策定も終盤に差し掛かかってきています。

なお、スケジュールについては、これまでは全5回構成でお示ししていましたが、前回の協議内容を踏まえ、令和5年11月の第5回を加えた全6回構成に変更になっています。このスケジュールにつきましては、改めて会議の最後にご説明いたします。

2 議事

○司会 それでは、議事に移りたいと思います。ここからの進行は議長の会長にお願いいたします。どうぞよろしくをお願いいたします。

○会長 おはようございます。本日もどうぞよろしくをお願いいたします。

まず、本協議会の公開について申し上げたいと思います。

過去の協議会におきましても、市政の透明性の向上に寄与できるという目的

で、公開とさせていただいております。特に本日の議題には、心のバリアフリー等の広く市民の皆様にご承知おきいただければと思います。

2 議事1 第3回協議会を踏まえた対応について

○会長 それでは議事に入りたいと思います。議事1、第3回策定協議会を踏まえた対応について、事務局からご説明をお願いします。

【事務局説明】

○会長 今の説明に対して、ご意見あるいはご質問はございますか。

議題2番以降、また追々出てくる話題もありますので、またその際にご指摘いただければと思います。

2 議事2 バリアフリー化に向けた関連施策について

○会長 それでは議事2、バリアフリー化に向けた関連施策について、どうぞよろしくをお願いします。

【事務局説明】

○会長 つくば市バリアフリーマスタープランを最終的に計画として公表する際に、事務局から説明いただいた部分は、「つくば市がこの内容を取組みますよ」という宣言となり、極めて重要な項目となると思います。

どうぞお気づきになった点をご指摘いただければと思います。

お願いいたします。

○委員 当日資料として机上に配布させていただきました内容を読み上げさせていただきます。

まず、議事資料2-1の②-3ページに担当課を明記していただきたいです。どの位置に担当課を記載するかについては、事務局にお任せしますが、問合せをしたいときに、問合せ内容がどの課の担当であるかが、施策概要だけでは分

からないので、是非、明記していただきたいと思います。

また、関連施策が1番から32番までありますが、既存事業とつくば市バリアフリーマスタープランに掲載するにあたって新しく始めた事業を、可能であれば教えていただきたいです。

○事務局 1点目の担当課の明記につきましては、今回のお手元の資料に明記するかについて、事務局でも検討したところでございます。内部の事情で恐縮ですが、毎年のように組織改編があることや、明記されなかった部署が他人事に捉えてしまうことを懸念点として想定しており、市役所は「縦割り」と言われることが多くありますので、あえて担当課を明記しないことで、全ての部署が横断的にバリアフリー化を進めるといった表明になるものと考え、担当課の明記はしないということとしました。

2点目、記載の関連施策は以前から一定程度実施されていた施策、あるいは令和5年度から新たに始まっている施策が混在しております。ですので、既存事業や新規事業と明確には区分はしておりませんが、記載の中で比較的新しい施策としましては、例えば、9番「新技術を用いた移動の連続性の確保」です。これは、筑波技術大学及びつくばエクスプレスと協力をし、本格導入に向けて、アプリの実証実験を進めていくというものです。あるいは、28番「公共施設におけるバリアフリー化の推進」です。これは、公共施設において、当事者意見を取入れる仕組みを構築し、バリアフリー化を進めていくというものです。これらが比較的新しい事業となっております。

○委員 では、私たちが記載されている事業について問合せをしたい場合は、まず企画経営課に連絡し、担当部署を教えてくださいという流れになるということでしょうか。

○事務局 基本的にはそのような流れになります。単独の部署で進めている施策もありますが、事業によっては、複数部署で実施しているものもあります。

企画経営課はつくば市バリアフリーマスタープラン策定の事務局であり、基

本的には事業の進捗状況等の把握等をしますので、当課に一度お話いただければ、担当課にお繋ぎさせていただきます。

○委員 分かりました。読む人が分かるように、「問合せは企画経営課まで」などを記載いただきたいです。問合せをする際に、たらい回しにされるのは避けたいので、問合せ先や窓口となる部署を明記していただければと思います。

○事務局 つくば市バリアフリーマスタープランの素案には、問合せ先を企画経営課として記載させていただきます。

○会長 その他いかがでしょうか。委員お願いいたします。

○委員 基本方針2（「心のバリアフリー」を育む環境づくりに取り組みます）に関連して、精神障害者の問題を質問させていただきたいと思います。

②-5ページの17番に「心のバリアフリー」を育む学校教育の推進と記載されていますが、学校教育の教科書で精神障害者の記述が変わったのは、本当にこの頃です。だから、差別の実態が続いており、場合によっては座敷牢のようなことが1年に1回は発見されたり、お医者さんの中でも「身体拘束は当たり前」という方もおり、ニュース等であれだけ話題になったとしても、解決しきれないというのが社会状況です。

確かに、認知症は一定のお年寄りのサポート体制があるけれども、精神障害者が地域で安心して暮らせる制度や体制がないです。「にも包括」（精神障害にも対応した地域包括ケアシステム）と言うのですが、やはり地域で精神障害者が安心して暮らせるような、日常引きこもっている人が安心して外出できるような体制を一日でも早く作ってほしいと思っております。

このような差別の実態を解消せず放置したままでは、心のバリアフリーは実現できないと考えておりますが、この点について事務局の考えはいかがでしょうか。

○事務局 市としましても、やはり学校教育における心のバリアフリーを育む取り組みは進めていかなければならないと認識しております。例えば、議事資料

2-2 の関連施策で記載している内容であれば、30 番「障害者差別解消法の理念の啓発・周知」についてですが、近年施行された障害者差別解消法の理念を市役所内に溶け込ませ、最終的には市民に波及していくことを想定しております。精神障害者の地域移行を進めていくことは、非常に重要なことと認識しておりますので、市の内部への啓発はもちろんのこと、事業者に対しましても障害者差別解消法の理念について、しっかりと周知を進めていきたいと整理させていただいております。

○会長 委員お願いします。

○委員 議事資料 2-2 の 24 番「交通安全教室による啓発の推進」についてですが、事務局の説明には自転車に関する説明がありましたが、議事資料 2-1 の②-6 ページに記載のこの施策の概要には、自転車という文言が記載されていないので記載いただきたいです。歩行時や自動車運転時だけだと、歩行者と自動車の運転者だけが対象となって、自転車を運転する方が自分も対象となることが気付かないかなと思います。小学校や中学校は、自転車教室を実施すると思いますが、危ない運転をしているのは高校生や大学生が多いです。自動車運転免許証を持っている方であれば、自転車の運転が怖いということが分かると思いますが、自動車運転免許証を持っていない人は「轢くなら轢け」という感じで自転車を運転している方が多いので、概要に自転車という文言を入れていただきたいです。

○事務局 自転車という文言は記載されていないので、担当課でどういった取り組みが可能であるか事務局から確認したいと思います。また、庁内に委員からのご意見を展開させていただきたいと思います。

関連するか分らないですが、現在、市では高齢者の電動アシスト自転車の補助を進めていまして、ご高齢の方を対象に安全講習等を行っております。

○会長 副会長お願いいたします。

○副会長 議事資料 2-1 に 32 項目があると思いますが、内容によって細かさの

差があると感じました。分かりやすいものは、認知症に関する関連施策は3項目（関連施策18番、19番、20番）あるが、他の障害については障害種別ごとに言及しているわけではないので、気になりました。もう少し整理できるのではないかと思いました。

また、このつくば市バリアフリーマスタープランは、おそらく小学生以上が読むこととなると思いますが、1番「バリアフリーマップによる社会参加の促進」と2番「公共交通マップ等各種マップのガイド作成」を見たときに「どう違うんだろう」と、疑問を持たれてしまうと思いました。ですので、まとめてしまっても良いと思いました。ただ、分けた方が伝わりやすい施策もあると思います。施策として整理し、階層性が分かりやすくなると良いと感じました。

○会長 私も副会長と同じことを申し上げようとしていました。

そもそも、つくば市バリアフリーマスタープランが策定された次の年からは、例えば歩道の作り方は変わるはずだと思います。どのぐらいのスロープまでが許容できる等のガイドラインはもう策定できているかを質問しようと思いましたが、そこまではまだないですね。ガイドラインや指針、具体的の方策のようなものを作ることも、関連施策の中に入れておくべきと思います。

啓発とおっしゃいますけれど、そのための教科書があるわけでもないです。先程、委員からご指摘いただいたように、様々な差別、変な価値観、偏見を解消するための、全員が読むべきテキストを作ることも、市の仕事として盛り込むことが非常に大事だと思います。

実際に、21番「おひさまサンサン生き生きまつりの開催による交流機会の創出」、22番「スポーツフェスティバル&つくパラ開催によるスポーツを通じた交流の促進」のイベントみたいのところまで入ってしまっているの、少しヒエラルキーを考慮しながら再整理が必要ではないかなと思いました。

議事資料2-1及び2-2に記載されている関連施策はもちろん盛り込みますが、上流で見逃してしまっている、当たり前になってしまっている内容がな

いかはチェックしていただきたいと思います。特に、インフラや施設の施策は入っていますが、そのガイドライン作りは現時点でなされていないので、確認をお願いできればと思います。

心のバリアフリーについては、概念や言葉自体も本当に浸透してないので、浸透させるために「読ませて理解させる」という取組を1からやっけていかないといけないと認識しています。

是非、ガイドラインや教科書のような指針となるものを作ることも、関連施策の項目として入れていただきたいと思います。このことを考えると、イベントは上に出てくるわけではなく、大きな取組の中の方策として示されていけば良いと思います。

この内容を反映いただいて、第5回協議会でご提案いただければと思いますが、私の意見に対して反論等がありますでしょうか。

○委員 反論ではありませんが、施策の階層についてはすごく悩ましい問題かなと思っています。

実施できるものはすぐに実施していくべきだと思いますし、足りない部分は今後実施するべきところであると思います。どこまで具体的に記載するかという精査はとても難しく、事務局である程度まとめられるかについては考えていただければと思います。まとめ過ぎてしまうと、せっかく実施しようとしているところが、実施できなくなってしまうというのも難しい問題かなと個人的には思いました。

また、足りない部分について今後検討していくということは、全くその通りだと思います。記載の関連施策だけでは盛り込めてない部分があると思っておりますが、それについて全部詰めきるというのはなかなか難しいと思います。逆に、詰めきらないほうが良い部分もあると思っておって、「足りない部分もまだまだあるけれど、それについては継続して市で検討して対応していく」という文言がどこかにあれば、今後、担当課がしっかり動いていくのだろうなと

いう印象になると思います。そのため、足りない部分をしっかり今後も検討していくことを盛り込みつつ、ある程度まとめられるかどうかを検討するということが良いかなと思います。ただ、まとめすぎると、委員がおっしゃったみたいに、たらい回しにされてしまったり、責任感を持たなくなってしまうところがあるので、そこの塩梅をよく精査したいと思っているところです。

○会長 まさにその通りかなと思います。例えば、悩ましいのが歩道です。市で作る歩道はバリアフリーに配慮しているが、県道もその構造で作ってくれるかというところは、また別の問題や課題が残っていると思います。そこを見越した上で、県にプレッシャーをかけるぐらいの勢いがあれば良いかなと思っています。

○委員 茨城県やつくば市においても、大元に道路構造令があり、これを参照して条例を作っています。道路はこの基準に基づいて作っているのが現状ですので、基準にないものは作れないです。ここが今後の課題と思います。

○会長 それについては、最低限の基準を満たしているが、バリアフリーを考えると「歩道のスロープはもっと緩やかの方が良いね」などの意見があると思います。だから、市は独自の基準で作っていきましょうよというお話です。

○委員 つくば駅周辺は、研究学園都市当時の基準で作られているため、歩道がちょっと高くなっております。一方で、研究学園駅等の新しく区画整理を行っているところは、現在の基準に則って道路工事をしております。そのため、つくば駅は今後改修する際に、現行の基準に合わせて修繕ということが条例で定められています。

また、道路と歩道に段差があるということは、沿道の建物もそれに合わせた建物作りになっていますので、歩道を下げる（道路と歩道の段差を解消する）と、沿道の建物をどうするかという検討が必要になると考えております。

○会長 ありがとうございます。委員お願いします。

○委員 先程、委員がおっしゃった通り、県道や市道は傾斜等をなくそうと、基本的にバリアフリー法に基づいて作っていますが、年月が経つと、どうしても修繕しないと現在の基準に合わないといったものは当然出てきますので、限りある財源の中で、どこから解消を進めていくかを考えなければなりません。利用者から見れば、国道、県道、市道なんて関係ないですので、このような地区エリア（移動等円滑化促進地区）を設定するということですので、市と連携していきたいと思います。

通常であれば、バリアフリーマスタープラン策定後に、実施レベルのバリアフリー基本構想を策定し、この路線をどうするか等を検討するという流れになると思います。茨城県としても、つくば市と十分連携したいと考えております。

○会長 ありがとうございます。事務局はいただいた意見等を第5回策定協議会までに整理いただき、反映できるよう、よろしく申し上げます。

2 議事3 移動等円滑化促進地区について

○会長 それでは次の議題に移ります。続きまして、議事3、移動等円滑化促進地区について、事務局から説明をお願いします。

【事務局説明】

○会長 本件に関しまして、ご質問あるいはご意見いかがでしょうか。

私から意見があるのですが、よろしいでしょうか。

事務局の説明の中で、つくば駅周辺を「市内唯一の都市機能誘導区域」と非常に強調しているように感じました。そもそも都市機能誘導区域に、つくば市役所がある研究学園駅周辺のエリアが入っていないことの方が、立地適正化計画の策定方法が間違っていると思います。今後、立地適正化計画の改訂があった場合に、研究学園駅周辺も含まれるようになってしまうのであれば、殊更、つくば駅周辺の説明を「都市機能誘導区地域だから」という記載はしないほうが良いかと思います。もともと、そのような集積があった場所ですから、当然、

市の玄関はつくば駅です。それは誰もが認めることなので、そのような書き方をすれば良いと思います。

また、議事資料3の③-12 ページに生活関連施設の設定基準があり、③-18 ページ以降は生活関連施設の一覧表が掲載されています。生活関連施設の記載順が、旅客施設、官公庁施設、金融機関という順番になっていますが、バリアフリーの観点からいうと関係ない施設から記載されているとしか思えません。

また、移動等円滑化ガイドラインにおける対象者の順番も、この順番で本当に良いですか。もちろん高齢者の方も大事にしないといけないと思いますが、総合計画あるいはまち・ひと・しごと総合戦略のような上位計画に市全体の取り組みとして、子育ての方々にやさしいまちであるべきということを記載しているはずで、その観点から言うと、子育て施設を上位に記載するべきだろうし、対象者についても、妊産婦や乳幼児連れの方々を先に記載するべきだと思います。ちょっとした順番かもしれませんが、それによって、見る側や読む側に市のアピールポイントや焦点がどこに向いているかを分かっただけだと思います。これについて、事務局で議論いただいて、順番にもご配慮いただければと思います。

○事務局 会長のご指摘を踏まえ、つくば市らしい並び順について整理した上で、お示ししたいと考えております。

○会長 委員をお願いします。

○委員 立地適正化計画については、現在改訂しておりまして、都市機能誘導区域に研究学園駅周辺も入れる予定です。令和5年度中に改訂予定でしたが、若干遅れておりまして、令和6年度中には、改訂する予定です。ただ、移動等円滑化促進地区と都市機能誘導区域は完全には一致しませんが、ほぼ同じような区域で改訂予定です。

○会長 要は、このつくば市バリアフリーマスタープランは、5年程度、文章が残ってしまうと思います。つくば駅周辺の特性に「唯一」の都市機能誘導区域

と記載していると齟齬が出てしまいますので、そういう表現はやめておきましょう。

副会長お願いいたします。

○副会長 事務局の説明を聞いていると分かりやすいですが、「移動等円滑化促進地区をモデル地区として位置付ける」というつくば市の考え方あるいは位置付けを、議事資料3の1ページ目の最初に書いておかないと、誤解されてしまうのではないかと思います。今後、横展開も考えていることも含め、冒頭に書いてもらってもいいのではないかと思います。

○事務局 おっしゃる通りだと思います。口頭の説明内容が、会議資料に記載されていない部分もありましたので、素案には、市が移動等円滑化促進地区をどのように捉え、どう展開していくかについて、議事資料3の冒頭で明示させていただきたいと思います。

2 議事4 心のバリアフリーについて

○会長 続きまして、議事4、心のバリアフリーについて、事務局から説明をお願いします。

【事務局説明】

○会長 ただいまの説明に対し、ご意見あるいはご質問ありましたら挙手をお願いいたします。委員お願いいたします。

○委員 机上資料として配布いただきました質問内容を読み上げさせていただきます。

まず、市の職員のユニバーサルデザイン研修についてです。市のホームページを拝見しましたが詳細な情報が記載されていなかったため、開催実績や目的等を教えてほしいです。

また、議事資料4の④-2ページ目に記載の「(2)心のバリアフリーの取組の事例」に記載の「障害の社会モデルについて学ぶ研修」というのは、茨城

県でも実施しており、それが別紙1の「障害平等研修」です。議事資料4の④-12ページに記載の行政、事業者、市民の誰であっても参加できる研修になっています。また、この研修は、参加者と対話しながら学んでいく有効な研修ですので、是非、取上げていただければと思います。それに伴いまして、④-17ページの「市民団体による学習会開催の取組み」は削除していただければと思います。

○事務局 1点目、ユニバーサルデザイン研修会の開催実績と参加人数ですが、新人職員を中心にやっておる研修でございまして、令和5年度ですと96名、令和4年度ですと79名、令和3年度ですと124名に対して研修を実施しました。この研修は、専門職と呼ばれる職員も参加しております。また、研修内容としましては、筑波技術大学の聴覚障害の学生さんと筆談等でコミュニケーションをとる体験、窓口対応のロールプレイング、市役所の庁舎内でユニバーサルデザインの探索、車椅子に乗り庁舎内の移動、高齢者や妊婦のシミュレーターを着用し庁舎内を歩く等の体験型研修となっております。

2点目の障害平等研修を取り上げることについての要望につきましては、多様な関係者において心のバリアフリーを育むことができる研修だと思しますので、素案の作成の際には、差替えて掲載させていただきたいと思っております。

○委員 この障害平等研修は有効な研修ですので、つくば市バリアフリーマスタープラン策定協議会に参加されている方や、議事資料2に記載の関連施策を担当する担当課等、様々な団体が参加できる研修ですので、ご紹介していただければと思います。

○会長 委員お願いいたします。

○委員 先程、会長から心のバリアフリーという言葉があまり浸透していないというお話がありました。

国での取組としては、心のバリアフリーのパンフレットを作成しております。第4回協議会でもお話させていただきましたが、バリアフリー教室を実施

しており、パンフレットを児童に配っています。また、パンフレットを使用する学校の先生が、どのように解説するべきか説明を記載した「教師解説用パンフレット」も配布しております。

参考までに、事務局に提供させていただきたいと思います。

○会長 委員お願いいたします。

○委員 議事資料4の④-6ページに記載されているヘルプマークの説明についてです。ヘルプマークは、何年か前から知的障害者、精神障害者、発達障害者にも配られており、こどもたちのカバンに付けています。しかし、発達障害者と知的障害者の場合、なぜ自分がヘルプマークを持っているのか分かっていません。そして、自分が知的障害であることや発達障害であることを分かっていない人が多いです。このためご配慮いただきたいと思います。このことをヘルプマークの概要に明記していただきたいと思います。この文言はどこかに掲載されていた文章ですか。

○事務局 基本的には国や県が作成した文言を抜粋したり、一部加工して分かりやすい形で掲載させていただきましたが、ご指摘のとおり知的障害、発達障害、精神障害のことも明記するべきと思います。事務局にて、掲載する方向で前向きに検討させていただきたいと思います。

○委員 追加でもう1点、質問よろしいでしょうか。

市内には、エレベーターがついていないのに、大きな会議室が2階にある交流センターが多くあります。ただ、市はエレベーターがついてないという現状が分かったとしても、新たにエレベーターをつけるという話にはならないようです。そのため、利用者は1階に大きな会議室がある交流センターを一生懸命探しますが、空いていなかったり、市の端だったり等、場所探しを苦労しています。そんな状況下で、大きい会議室が1階にあり、アクセスも良いコミュニティ棟が建設されました。しかし、1年程度利用したら新型コロナウイルスの影響で、市が会議室を使用している状況が5年続いています。いつになったら

コミュニティ棟の1階は使用できるようになりますか。本来、コミュニティ棟は市民のために作られたはずです。どこの部署が担当であるかが分からないため、この場で発言させていただきました。

○事務局 コミュニティ棟の1階部分は地域支援課が管理をしておりますが、実際に使用している部署は、保健部の新型コロナウイルス感染症の接種関係の部署（新型コロナウイルス対策室）や、経済部の経済支援の関係の部署（産業振興課）です。随分長い期間、コミュニティ棟の1階部分が使えない状態が続いていましたが、だんだんと会議室4や5が使えるようになったり、子供が遊ぶキッズスペースが使えるようになったりと改善をされているかとは思いますが。政策イノベーション部から、コミュニティ棟1階部分についてご意見があったことを市民部等にお伝えさせていただければと思います。

○委員 ありがとうございます。会議室1、2、3の広い方を使えるようにしていただきたいです。誰であっても使いやすい場所がコミュニティ棟1階の会議室ですので、よろしく願いいたします。

○会長 コミュニティ棟以外の公的施設の、使いやすい部屋が2階にあるがエレベーターがないという問題は、今後どうするのでしょうか。

○事務局 まち歩き点検の時に、エレベーターが無い交流センター（大穂交流センター）で開催したため、実際に車椅子を持ち上げる体験をさせていただき、正直、不便だと感じました。

公共施設におけるバリアフリー化の推進につきましては、新規施設の建設時や既存施設の改修時に、できる限り当事者の意見を取り入れる仕組みづくりや整備方針等の策定を進めているところです。しかし、施設改修は予算的な制約等々もございますので、バランスを見ながら進めていくものと承知しております。問題意識があるのは重々体験し承知をしておるところですが、ご理解いただけますと大変ありがたく思います。

○会長 副会長お願いいたします。

○副会長 1点目、議事資料4の④-3ページに制度的なバリアの具体例に「盲導犬を連れていくことによる施設の利用制限」とありますが、補助犬と記載していただいたほうがよろしいかと思えます。

2点目については、議事資料4の④-9で、年代別の心のバリアフリーの認知度のグラフがあり「心のバリアフリーという言葉の意味も知らない」という回答は10代が多いですが、「言葉は知っているけれど、意味は知らない」という回答は、年代に関わらず多いですので、赤枠で10代だけを囲む表現は良くないのではないかと思いました。その流れでバリアフリーのまちづくりのために最も必要だと思うことのグラフを見ると、「4 教育」は若者への教育と見えてしまいます。おそらく、10代への教育だけでなく、生涯教育的な側面があると思えますので、表現を検討していただければと思います。

○事務局 心のバリアフリーは、こどもから大人まで、様々な方が対象となりますので、素案の作成の際は若年層の部分だけを赤枠で強調するのではなく、全年齢層を進めていくべきものと記載させていただきます。

○会長 今更調査の方法にいちやもんつけてもしょうがないと思いますが、こんなに言葉も意味も知っている人が多かったら、横断歩道で待っている人がいれば自動車が停車すると思います。要は、「心のバリアフリー」という言葉は想像できて分かっているという回答も含まれていると思います。本当に細かいところを知っているのかを聞くと、もう少し認知度が下がるのかもしれない。

私から1つ質問ですが、議事資料4の④-7ページ右上に記載の障害者等用駐車スペースのマークについてです。この駐車場には、車いすの方をイメージするマークでスペースを取ってありますが、私は、逆にバリア作っているのではないかと思っています。このスペースは、車いすの人だけではなく、妊婦や足を骨折していて松葉杖が必要な人も使用して問題ないはずですが、このマークを使うことで、若干、他の人が使えていないような雰囲気を出している気がします。このマークは「真に必要な人であれば誰であっても使ってく

ださい」という意味で広く認知されていますか。私は、もう少しユニバーサルなマークが作れないかと思いますが、このような指摘はバリアフリーの世界にはありませんでしょうか。

○委員 車いすを自分で乗降する人は、幅が広く設定されている駐車場が必要と伺ったことがあります。ですので、そのような実情や意見を踏まえて、検討していく必要があると思います。

○事務局 ご指摘の車いすマークにつきまして、車いすマークだけでなく、妊婦さんのマークや杖をついている方のマークを併記する形で記載されている事例がございます。実際にある商業施設では、4つほどマークが併記されておりましたので、市や民間事業者も、このような事例を参考にしていくことが必要と感じました。

○副会長 現在は、トイレや駐車場は、利用者を分けて行く方針だと感じます。駐車場であれば、妊婦さんや怪我をしている方が利用できる優先駐車区画と車いす専用区画、トイレであれば、そこしか利用できない方が使用するバリアフリートイレとその他のトイレと方針が変化しています。このようなことは、どこまでつくば市バリアフリーマスタープランに掲載するかが分からないです。掲載するものの取捨選択が難しいと感じています。

○事務局 つくば市バリアフリーマスタープランの守備範囲をどこまでにするかというのは難しいと感じますが、あくまで本計画は移動に焦点を当てたものですので、細かいガイドラインになってしまうと趣旨を外れてしまうかなと思います。そのため、啓発の部分に絞った形で掲載することがふさわしいかなと思っております。

2 議事5 届出制度について

○会長 それでは最後の議題に移りたいと思います。議事5、届出制度について、事務局から説明をお願いします。

【事務局説明】

○会長 今回の説明に対してご質問はございますか。委員お願いします。

○委員 机上資料として配布いただきました質問内容を読み上げさせていただきます。

まず、まち歩き点検にて店舗と歩道の境界で点字ブロックが途切れていたという事例がありましたが、届出制度の対象は旅客施設だけでしょうか。併せて、筑穂・大曾根地区は届出制度の対象となる施設はないでしょうか。例えば、大穂庁舎のバス停は対象とならないのでしょうか。

また、別紙2を見ていただきたいのですが、バリアフリー基本構想では特定事業が記載されています。つくば市バリアフリーマスタープランの場合は、どのように整備が進むかを教えていただければと思います。

○事務局 まず1点目につきまして、大穂庁舎のバス停は対象にならないのかという趣旨のご質問かと思われます。届出制度は、旅客施設間あるいは旅客施設と道路間の連続性を担保するための制度であり、対象となるのは旅客施設となります。この旅客施設とは法律で定められておりまして、移動等円滑化促進地区内に存在する鉄道駅、あるいは自動車ターミナル法で定められたバスターミナルと規定されておりまして、つくば市には、自動車ターミナル法で定められたバスターミナルは存在しませんので、鉄道駅のみが対象となります。従って、つくば駅と研究学園の2駅を指定しているところでございますので、バス停は対象となりません。

2点目です。特定事業について、つくば市バリアフリーマスタープランではどのように整備が進むかというご質問と承知しています。バリアフリー基本構想は、具体的なハード整備を特定事業として位置付けることとされています。例えば、昭和期に整備された鉄道駅前の再開発にあわせて策定される傾向があります。一方で、我々が策定しようとしているバリアフリーマスタープランは、特定事業を記載しない計画と定められております。バリアフリーマスタープラ

ンの主なねらいは、地域におけるバリアフリー化の考え方を多様な関係者間で共有することと認識しております。また、本市におきましては、独自に関連施策を設定したことで、市内で横断的にバリアフリー化を進めていくものと考えております。

○委員 法律では旅客施設のみが届出制度の対象となるということでしたが、市独自で届出制度の対象を生活関連施設内の全商業施設にするといったことは法律的に難しいでしょうか。

○事務局 一般の商業施設等については、条文には入っておりませんので、商業施設の平坦性を確保するために届出制度を活用することは見込めないと思われれます。

○委員 バリアフリーマスタープランは考え方の共有ということですが、障害者団体としては、特定事業の整備も進めてもらいたいと思っております。そうすると、バリアフリー基本構想を策定する流れになるかと思いますが、つくば市としてはバリアフリー基本構想を策定する予定はございますか。

○事務局 国における整理としては、バリアフリーマスタープランの策定を踏まえ、バリアフリー基本構想を策定するものと認識しております。つくば市としましては、まずは目の前のつくば市バリアフリーマスタープランの策定に注力すべきという考えでしたので、現時点ではバリアフリー基本構想の策定について、特段検討は進んでおりません。

○会長 副会長お願いいたします。

○副会長 委員の1つ目の質問に関することですが、市民がこのつくば市バリアフリーマスタープランを見たときに、単純に「なんで鉄道だけ」と思うと思いますので、先程の委員への丁寧な説明内容も記載すべきだと思います。

また、基本方針の中に交通事業者との連携も記載されていますので、届出制度で対応できない部分に関して、市の方針等の補足があると丁寧であるし、伝わりやすいかと思いました。

○事務局 市民の方も副会長と同じ感想をいただきたいと思いますので、交通事業者との連携に関する内容を記載し、あらぬ誤解を持たれないように進めていきたいと思ひます。

3 その他

○会長 それでは、3番その他です。こちら事務局から何かございますか。

【事務局説明】

○会長 今のご説明の通りです。これだけは伝えておきたいということがあればお願いします。

○委員 議事資料3の③-18につくば地区の生活関連施設の一覧が記載されていますが、この記載されている施設はどこを引用したのですか。実は、つくば自立生活センターほにゃらが掲載されていません。市民団体ですので法律的に活動しているわけですが、連協(つくば市福祉団体等連絡協議会)の加盟団体であっても掲載されていない団体があります。事務局で精査していただければと思ひます。

○事務局 事務局で精査が行き届いておらず、申し訳ございません。素案の作成の際には、精査をし、漏れのないように記載させていただければと思ひます。

○会長 本日も多岐わたるコメント、ご意見、アイデアいただきました。ご協力ありがとうございました。

次回は、パブリックコメント前の素案の議論ということになります。できるだけ早くたたき台を委員の皆様にお配りし、ご意見を先にもらっておくことが大事かなと思っておりますので、どうぞよろしくお願いします。

時間超過してしまい申し訳ございませんでした。全て議事が終了しましたので、司会の任を解かせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○司会 本日も2時間の予定を超過してしまい申し訳ございませんでした。ま

た、長時間のご協議ありがとうございました。

冒頭でご案内したとおり、つくば市バリアフリーマスタープランの策定も佳境に近づいておりますので、もうしばらくご協力いただければと思います。

では以上をもちまして、今回の第4回バリアフリーマスタープラン策定協議会を閉会させていただきたいと思います。